

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 4月 16日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市南区元宇品町26-20
氏名	医療法人和同会 広島シーサイド病院
	理事長 高橋 幹治
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-255-1010
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人和同会 広島シーサイド病院
事業場の所在地	広島市南区元宇品町26-20
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	医療療養：183床 介護医療院：147床
③従業員数	335人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業場 医療法人和同会 広島シーサイド病院 ↓ 収集運搬業者 株式会社衛生センター ↓ 中間処理業者 株式会社衛生センター ↓ 最終処分業者 株式会社衛生センター

別紙4
(廃棄物処理法-特管産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	125.7825	120									125.7825	120	125.7825	120						
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
特定有害産業廃棄物																				
指定下水汚泥																				
鉱さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	125.7825	120	0	0	0	0	0	0	0	0	125.7825	120	125.7825	120	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制

別紙管理体制図 参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	定期的に換気、各フロアの消毒、出勤及び退勤時には必ず手指の消毒を行い、菌を持ち込まない、持ち帰らないを周知し感染拡大防止に取り組んでいる。 面会に関しては、事前予約制で1度にできる面会の人数制限を行っている。そして来院時には必ず手指の消毒を行い、体温を測り、熱がないことを確認し、病室に入る前に再度手指の消毒を行い、院内に菌を持ち込まないよう取り組んでいる。
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記の取組みを継続して行う。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物については、全ての注射針等の鋭利なものはバイオハザードマークの記した白いプラスチックBOXに入れ、使い捨ての手袋、ガーゼ等の鋭利でないものは、バイオハザードマークの記したダンボールに入れて区別している。非感染性廃棄物については、輸液ボトル、輸液パック等の体液及び血液の付着がないもの(鋭利でないもの)は透明なポリ袋に入れ区別できるよう、病棟ごとに区別用の写真を掲示して取り組んでいる。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	新入職員及び中途職員においては随時説明を行い、新たな感染性廃棄物等が発生した時には、マニュアルをその都度変更し、周知し、病棟ごとに区別用の写真を掲示して取り組む。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	事業所より排出した感染性廃棄物の収集運搬及び処理が明確に分かる電子マニフェストを利用している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き電子マニフェストを利用

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	125.78 t
②今後実施する予定の取組等	引き続き電子マニフェストを利用

管理体制図

